

第4回検討委員会における委員意見及び事務局の考え方等について

No.	委員意見	事務局の考え方（対応）	関連条項等（修正後）	備考
1	「環境の整備」と単に書かれても、分かりにくいかもしれない。法律上は例示があるので、それを入れていただいてもいいと思う。設備を整えたり、研修をしたりということが書いてある。	意見を踏まえ修正する。	第6条第2項	
2	例えば「差別解消支援センター」というものを作って、それを略して「センター」というなら分かるが、ただ「センター」では分かりにくい。いっそ「差別解消支援センター」みたいな名前をつけたらどうか。虐待防止法だと虐待防止支援センターのようなもの（障害者権利擁護センター）があるので、直ちに特別に予算とかはなくても、名前を作ってよいのではないか。	意見を踏まえ、「障害者権利擁護センター」と一体的に相談支援等を行うこととし、名称もそのように規定する。また、ワンストップの相談窓口として、他の相談機関と連携して、相談支援を行っていくこととしたい。	第10条第2項	
3	「基幹相談支援センター」とか、「センター」という名前がいっぱいあって分かりづらいので、「差別解消センター」とか「権利擁護センター」という名前があった方がよい。			
4	第10条第1項の「県内の障害を理由とする差別に関する相談」で「県内の」の位置について、「県内の」は「差別」に繋がると読んだが、おそらく「県内の機関」ということかと思うので、「差別に関する相談に応ずる県内の機関」とするべきではないか。	「障害を理由とする差別に関する相談に応ずる機関」を「相談機関」と定義規定するとともに、「県内の」を「県内における」と改める。 →現案では「障害を理由とする差別に関する相談」を「差別相談」とし（第9条で定義）、「県内における差別相談に応ずる機関（以下「相談機関」という。）」としている。	第10条第1項	
5	相談機関を「周知させなければならない」の言い方は、主語が県なので「周知するものとする」という表現でいいのではないか。義務付けのような表現になっているので、検討をお願いしたい。	意見を踏まえ修正する。	第10条第1項	
6	第10条第1項で「相談支援」を「前条第1項及び第2項に係る事務」としているか、第1項は不要ではないか。	意見を踏まえ修正する。	第10条第1項	
7	地域相談員は市町村の方で、県から委託という形をとらないのであれば、この条文自体がいらぬ気がしたが、条文として書くようであれば、この地域相談員が市町村の方だということが分かる形で書いたらいかがか。	意見を踏まえ、市町村からの委託等による相談員である旨を追記する。	第11条	
8	相談支援体制（地域相談員）について、身体障害、知的障害、それからその他ということで、精神障害者の家族は相談するところがない。これだと最後まで取り残されている感じがするので、何かもう少し表現がないか。	意見を踏まえ、精神障害者に関する相談員を想定した規定に改める。	第11条第3号	
9	会社に入る前も、入った後でも、よりよい就労支援をしていただけたらと思う。聞いた話だが、そういうことがうまくいかなくて、悩んでる方がいるということなので、細かく対応してほしい。	条例に基づき、合理的配慮の具体例を示すなどの啓発活動に努めていく。	第18条	

10	県の相談窓口が具体的にどこになるのか、この体制図だと、相談がすべて市町村の相談窓口に行くイメージなので、せめてこの図で、当然県も相談を受けるといことが分かるようにしたらいかがか。	意見を踏まえ修正する。	相談支援体制図	
11	広域専門相談員が県の3センターの上にあるのは分かりづらい。もっと地域相談員に近い方であってほしいので、3センターよりも下にあった方がいよと思。すぐ対応できる位置に広域専門相談員がいてほしい。	広域専門相談員を何人の方に依頼できるかとも関係するが、まず県のセンターで専門的部分について相談を受け、そこで対応が難しい部分について、より専門の広域専門相談員の意見をいただきたいと考えており、より地域寄りにということよりは、より専門寄りにということ（図の）上の方に置いている。広域専門相談員を県内各地域に配置することは想定していない。	相談支援体制図	
12	実際、障害者若しくは家族の方が相談する際に、どこに行くか。また、相談の矢印が、市町村の相談窓口となっているが、実際に障害者個人は、意外と相談員の個人的なサポートの下に相談に入ることが多いように、臨床の現場で感じている。体制図を少し整理することが必要と感じた。	意見を踏まえて修正する。	相談支援体制図	
13	「センター」が3つあるので、条例の「センター」はこのことを言ってるのかと思っていたし、広域専門相談員も後方支援しかしないと思ったので、もうちょっと分かりやすい図にしていきたい。	意見を踏まえて修正する。	相談支援体制図	
14	相談の窓口がありすぎて、結局たらい回しになるような感じなので、まず最初の窓口を決めた方が分かりやすい感じがする。距離が遠くなると、なかなか相談に乗ってくれないところもあるし、役場の窓口に行くとか保健師が聞くというような形はどうか。	「障害者権利擁護センター」を県のワンストップの相談窓口として、他の相談機関と連携しながら、相談支援を行っていくこととする。 相談支援体制図については、意見を踏まえて修正するとともに、周知に当たっては、市町村と調整の上、相談窓口の一覧表を付けるなど、分かりやすく、相談しやすいうに配慮していく。	相談支援体制図	
15	市町村がまず受けるケースも当然想定している訳で、それを県の相談窓口も含めて周知するということになると思うが、市町村ごとに事情も色々あるので、市町村と調整して、ホームページとか、色々な媒体で確認できるように、分かる形で示すというやり方になるのではないか。また、「センター」は一段上の役割になるだろうが、最初から「センター」に行くケースもあるかもしれない。ベースとなる部分は、市町村なり、県なり、どの相談窓口なのかをしっかりと固めて周知することになるのではないか。			
16	障害者差別解消支援センターをワンストップで設けるのが一番だと思う。そこが全部処理するという意味ではなく、直ちに地域に動いてもらうということでもよい。たらい回しじゃなくて、きちんとつなぐということ。ワンストップとは、そういう役割だと思うので、まず、どこに相談していいか分かりやすいものを提示するという意味で有効だと思う。			

17	市町村には基幹相談支援センターがあるので、当然そこがワンストップの窓口でもあり、なおかつ、県のレベルでもワンストップの総合相談窓口があるというイメージで捉えていた。		
18	こんなに色々な相談機関があるということを知らない保護者の方がいる。色々な「センター」の名前が出てくると混乱する。市町村に行けばいいんだとか、もっとシンプルな方がよいと感じている。親として、たくさん窓口があるのはありがたいが、少し難しいという感じ。		
19	ここまでの情報（相談支援体制図）は、当事者にはいらぬのではないか。電話番号とか連絡先だけ書いてあることよいのではないか。		
20	紛争解決のプロセスについては、大体どこでも図示しているのであった方がよいと思う。	意見を踏まえ修正する。	相談支援体制図

※ 条例の名称及び「障害」表記の考え方に係る意見については、会議の中で一定の結論が出されたため、タウンミーティングや関係者からの意見聴取に係る意見については、意見を踏まえて実施済みであるため、それぞれ省略。

※ 「事務局の考え方（対応）」欄の網掛け部分は、意見を踏まえて条文を修正する対応を行ったもの。